

# 身体拘束排除宣言

## －身体拘束排除理念－

私達の施設は身体拘束の排除に向けて全組織一体となり取り組んでいます。また、私達は身体拘束ゼロを目指して実践します。

介護保険指定基準において、禁止の対象となる以下に示す行為を原則行わないことを宣言いたします。

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」である。具体的に次のような行為が挙げられる。

- 1.徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2.転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3.自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4.点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5.点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6.車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 7.立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8.脱衣やおむつはずしを制限をするために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9.他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11.自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。（鍵のかかる部屋に閉じ込める）

平成27年6月1日

社会福祉法人琥珀会

特別養護老人ホームこはく苑

デイサービスセンターわが家